

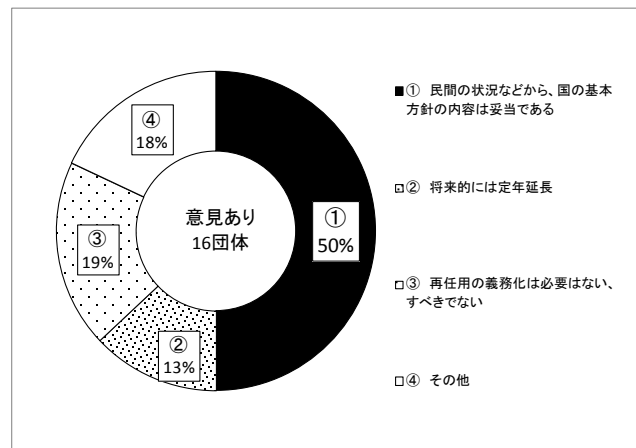
## 「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」 に係る地方公共団体のアンケート結果について（概要）

- 1 **対象団体** 都道府県、政令指定都市、市、特別区、町、村及び組合（※教育及び警察の部局を除く。）
- 2 **内容** 地方公務員の雇用と年金の接続方策の検討の参考とするため、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」について意見を聴取したもの。
- 3 **期間** 平成24年4月18日～平成24年5月10日

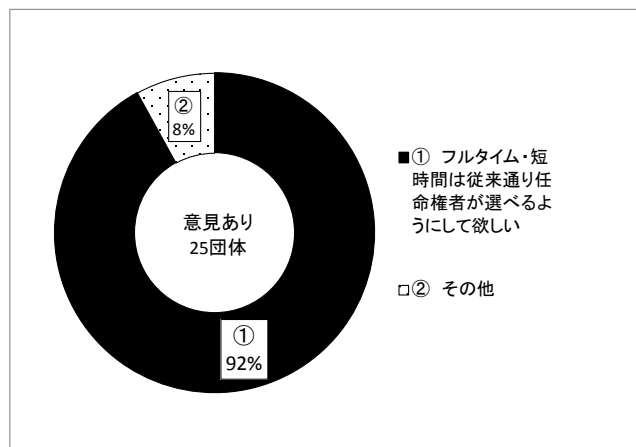
### 4 都道府県及び政令指定都市の意見

○都道府県及び政令指定都市（67団体）においては、意見ありの団体が65団体（約97%）、意見なしの団体が2団体（約3%）となっている。

○再任用の義務化について意見のあった団体（16団体）のうち、「民間の状況などから、国の基本方針の内容は妥当である」という意見が50%となっている。なお、定年延長を実施すべきという意見はなかったが、「当面は再任用の義務化であっても、将来的には定年延長を目指すべきである」という意見が2団体（約13%）となっている。

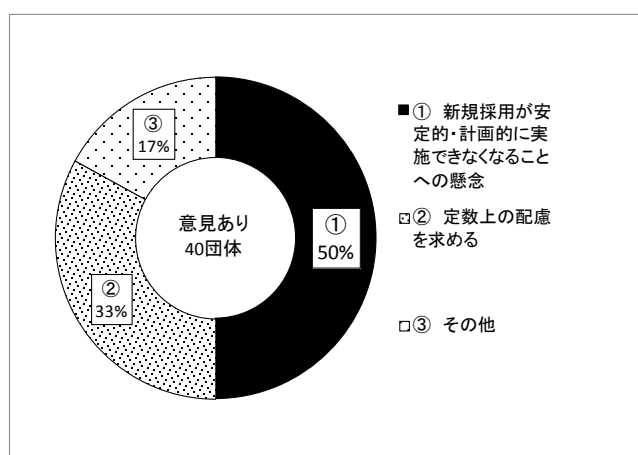


○義務化の勤務形態について意見のあった団体（25団体）のうち、「フルタイム・短時間は従来通り任命権者が選べるようにしてほしい」との意見が92%となっている。



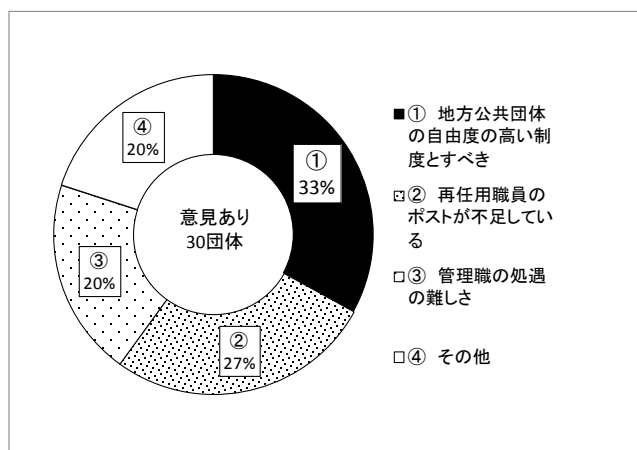
○国の基本方針において「その者が最下位の職制上の段階の標準的官職（係員等）に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合、任命権者は上記の義務を課されないものとする」とされたことを踏まえ、再任用の義務化の対象外となる場合について意見のあった団体（36 団体）のうち、「新たな基準を設ける場合は、国において明確な基準を定めるべきである」という意見が 33%程度、「基本方針の内容が不明確であり、詳細な内容を示して欲しい」という意見が 25%となっている。

○定員との関係について意見のあった団体（40 団体）のうち、「定数削減を進めている中で、新規採用と再任用義務化の両立は困難である」という新規採用が安定的・計画的に実施できなくなることへの懸念が 50%、定数上の配慮を求める意見が約 33%となっている。



○再任用職員の給与等について意見のあった団体（36 団体）のうち、「義務化後の給与等の取扱いを早期に示すべき」という意見が約 42%、「生活関連手当を支給対象とすべき」という意見が約 20%となっている。

○再任用後のポストについて意見のあった団体（30 団体）のうち、「地方公共団体の自由度の高い制度とすべき」という意見が約 33%、「再任用職員のポストが不足している」という意見が約 27%となっている。

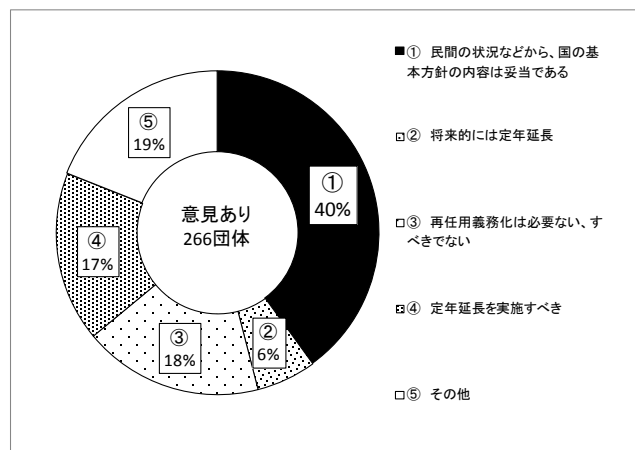


○また、その他の意見として、早期退職を促すための退職手当の加算や民間企業への再就職支援の具体的な検討についての意見、加齢による継続勤務が困難な職に就いている職員の職域開発が難しいなどの意見があった。

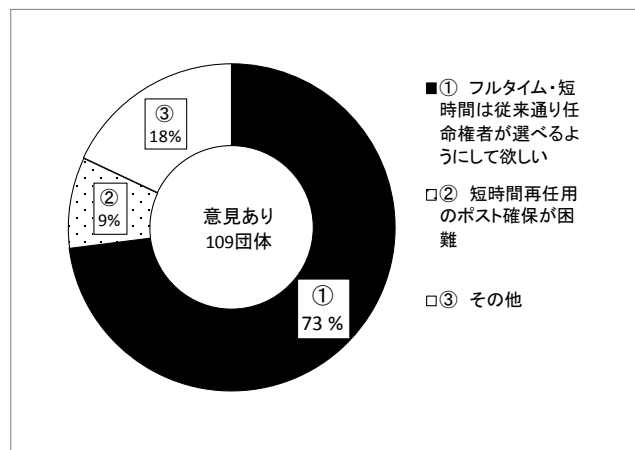
## 5 市区町村の意見

○市区町村（1,722 団体）においては、意見ありの団体が 799 団体（約 46%）、意見なしの団体が 923 団体（約 54%）となっている。

○再任用の義務化について意見のあった団体（266 団体）のうち、「民間の状況から再任用の義務化は方策として妥当である」という意見が約 40%となっているが、「定年延長を実施すべき」、「義務化の必要がない」という意見もそれぞれ 44 団体（約 20%）、49 団体（約 20%）となっている。また、「当面は再任用の義務化であっても、将来的には定年延長を目指すべきである」という意見が 16 団体（約 6%）となっている。

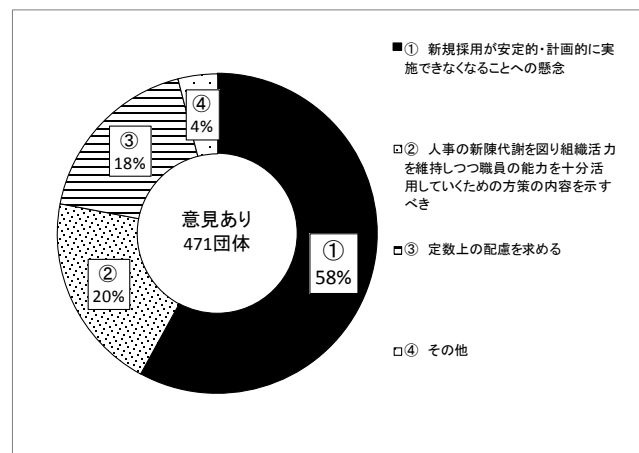


○義務化の勤務形態について意見のあった団体（109 団体）のうち、「フルタイム・短時間は従来通り任命権者が選べるようにして欲しい」との意見が 70%以上となっている。



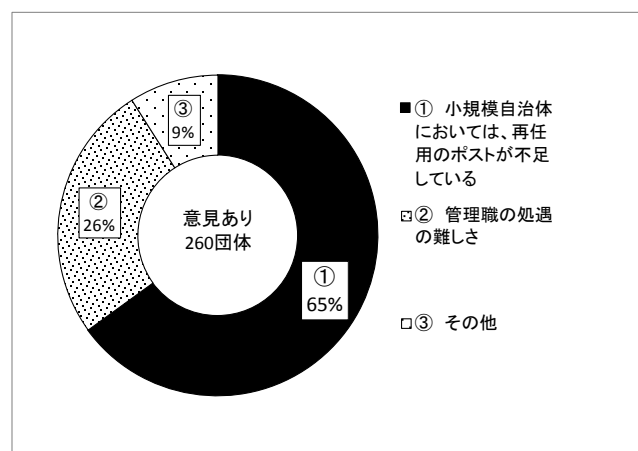
○再任用の義務化の対象外となる場合について意見のあった団体（142 団体）のうち、「明確な基準を国において設けるべき」という意見が 30%程度、「基本方針の内容が不明確であり、詳細な内容を示すべき」という意見が 30%程度となっている。

○定員との関係について意見のあった団体（471 団体）のうち、「定数削減を進めている中で、新規採用と再任用義務化の両立は困難である」という新規採用が安定的・計画的に実施できなくなることへの懸念が約 60%、また「人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくための方策の内容を示すべき」とする意見が約 20%と、両者を合わせて 80%に上っている。



○再任用職員の給与等について意見のあった団体（115 団体）のうち、「再任用職員の給与水準について、義務化に当たって見直す場合の理由、新たな水準を国が示すべき」という意見が約 45%となっている。

○再任用後のポストについて意見のあった団体（260 団体）のうち、「小規模自治体においては、再任用のポストが不足している」という意見が 65%となっているほか、管理職の処遇の難しさを指摘する意見も約 26%となっている。



## 6 一部事務組合の意見

○プロパー職員のいる一部事務組合（1,325 団体）のうち、意見ありの団体が 293 団体（約 22%）、意見なしの団体が 1,032 団体（約 78%）となっている。

○再任用の義務化について意見のあった団体（183 団体）のうち、「民間の状況から再任用の義務化は方策として妥当である」という意見が約 40%となっているが、「雇用と年金の接続の必要性は理解しているが、対応は困難である」という意見も約 26%となっている。また、「当面は再任用の義務化であっても、将来的には定年延長を目指すべきである」という意見が 7 団体（約 4%）となっている。

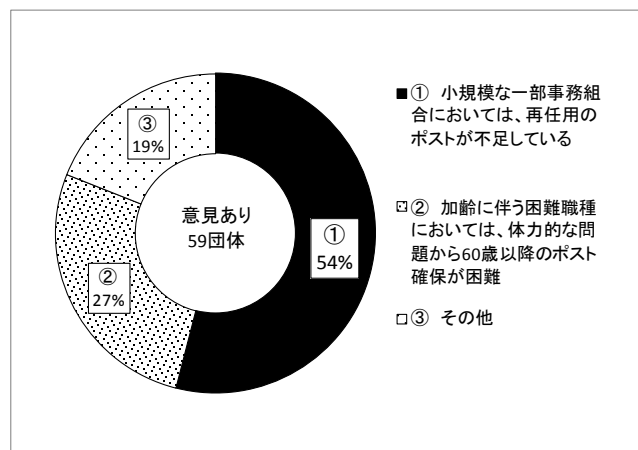
○義務化の勤務形態について意見のあった団体（16 団体）のうち、「フルタイム・短時間は従来通り任命権者が選べるようにして欲しい」との意見が 75%となっている。

○再任用の義務化の対象外となる場合の基準について意見のあった団体（34 団体）のうち、「明確な基準を国において設けるべき」という意見が 60%程度となっている。

○定員との関係について意見のあった団体（97 団体）のうち、「定数削減を進めている中で、新規採用と再任用義務化の両立は困難である」という新規採用が安定的・計画的に実施できなくなることへの懸念が約 85%と市区町村よりも高くなっている。

○再任用職員の給与等について意見のあった団体（28 団体）のうち、「年金が不支給となるため給与の見直しが必要」という職員の生活保障の視点に立った意見が約 54%と多数に上っている。

○再任用後のポストについて意見のあった団体（59 団体）のうち、「小規模な一部事務組合においては、再任用のポストが不足している」という意見が 54%、「加齢に伴う困難職種においては、体力的な問題から 60 歳以降のポスト確保が困難」という意見が 27%となっており、この中には「構成市町村による再任用職種の提供が受けられる体制が必要」との意見も含まれていた。



○一部事務組合の分野別課題（72 団体）については、消防、福祉・介護などの分野で、「加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来す」との懸念が大半を占めている。

以上